

けんぽう

憲法は

こう変わる？



いんようもと じみんとうこうしき

にほんこくけんぽうかいせいそうあん

引用元)自民党公式サイト 日本国憲法改正草案

<https://constitution.jimin.jp/document/draft/>

じょうほう

情報ソース)ケイ(@ESmdcre)さんtwitterアカウント

<https://twitter.com/esmdcre/status/1289071458061180928>

※現行憲法・草案とも引用文は
殆どが原文そのままですが、
スペースの都合上、省略化等
をしている箇所もあります。

前文

現行憲法

政府の行為によつて**再び戦争の惨禍が
起ることのないやうに**することを決意し、
ここに**主権が国民に存する**ことを宣言し、
この憲法を確定する

改憲案

この部分を削除

国民主権の宣言と、政府による**戦争を
しない決意**が、前文からなくなります

第 1 条

現行憲法

天皇は**象徴**である



改憲案

天皇は**元首**であり
象徴である

第9条

現行憲法

陸海空軍その他の戦力は、
これを**保持しない**



改憲案 新 第9条の2

国防軍を保持する

「自衛隊は軍隊ではない」
という枷がなくなります

第 12 条

現行憲法

国民は**公共の福祉**のために自由及び権利を利用する責任を負ふ

公共の福祉とは他の人の人権との衝突を調整するための原理

改憲案

公の秩序とは国家または社会における秩序のこと

国民の自由及び権利には**責任及び義務**が伴う。**公の秩序**に反しない。

基本的人権の対価に「**責任と義務**」が求められ、基本的人権より「**公益及び公の秩序**」が優先されます

第 13 条

現行憲法

国民は**個人**として、
公共の福祉に反しない限り
最大の尊重を必要とする

公共の福祉とは他の
人の人権との衝突を調
整するための原理

改憲案

公の秩序とは国家
または社会における
秩序のこと

国民は**人**として、**公益及び
公の秩序**に反しない限り
最大限に尊重される

「個人の人権」は尊重されず、公益と公の秩序
に反する場合、人としても**尊重されません**

第 18 条

現行憲法

何人も、**いかなる
奴隷的拘束**も受けない

改憲案

何人も、社会的又は経済的關係
において**身体を拘束**されない

「政治的な」または
「軍事的な」**拘束**が可能です

第 20 条

現行憲法

いかなる**宗教団体も政治上の
権力**を行使してはならない

改憲案

いかなる宗教団体に対しても、
特権を与えてはならない

「**宗教団体による政治上の権力の行使**」
が可能になります

第 21 条

現行憲法

表現の自由は、これを**保障する**

改憲案

公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、**認められない**

国が「公益と公の秩序を害することを目的としている」と判断した場合、一切の**表現の自由**が奪われます

公の秩序 とは国家または社会における秩序のこと

第 21 条の2

新設

国政上の行為につき国民に
説明する責務を負う

国が情報公開の責任を負うことで、国民による「情報公開請求権」を不要とし、**「情報公開法」が廃止される恐れ**があります
その場合、国が「公開する必要がない」と判断した場合には、情報公開を請求することができなくなります

第 22 条

現行憲法

何人も、**公共の福祉に反しない限り**、居住、移転及び職業選択の自由を有する

公共の福祉 とは他の人の人権との衝突を調整するための原理

改憲案

公の秩序 とは国家または社会における秩序のこと

何人も、居住、移転及び職業選択の自由を有する

経済の規制が緩和され、経済強者の営業の自由を制限することが困難になり、**経済弱者や国産品等が保護されにくくなります**

第 36 条

現行憲法

公務員による拷問及び
残虐な刑罰は、**絶対にこれを禁ずる**

改憲案

公務員による拷問及び
残虐な刑罰は、**禁止する**

公益と公の秩序の為の**拷問が容認**されます

第 47 条

現行憲法

選挙区、投票の方法その他
両議院の議員の選挙に関する事項は、
法律でこれを定める

追加

改憲案

この場合においては、**各選挙区は、
人口を基本とし、行政区画、
地勢等を総合的に勘案して
定めなければならない**

「一票の格差」が合憲になります

第 56 条

現行憲法

両議院は、各々その**総議員の
三分の一以上の出席**がなければ、
議事を開き議決することができない

改憲案

「**議事を開き**」の部分削除

野党が審議を拒否しても、**一部の政府与党
だけで**審議を進められるようになります

第 64 条の 2

新設

政党の政治活動の自由は、
保障する

無所属の議員の政治活動の自由は、
保障されません

第 66 条の 2

現行憲法

内閣総理大臣その他の国務大臣は、
文民でなければならない

改憲案

内閣総理大臣及び全ての国務大臣は、
現役の軍人であってはならない

「退役した軍人」が、総理や大臣に
なることを、あえて容認します

第 83 条の 2

新設

財政の健全性は、
法律の定めるところにより、
確保されなければならない

「緊縮財政」による、「基礎財政収支（プライマリーバランス）の黒字化」が、義務化されます

デフレ不況の恒久化が、
憲法によって定められます

第 94 条

現行憲法

地方公共団体は、**その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能**を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる

改憲案

第95条

地方自治体は、その**事務を処理する権能を有し**、法律の範囲内で条例を制定することができる

地方自治体に「財産を管理する権限」と「行政を執行する権限」が無くなり、**中央集権化**します

改憲
案

第 98 条

新設

※以下含め4項目と99条4項目分が続きます

内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、**緊急事態の宣言を発することができる**

緊急事態になると……

- ・**内閣の判断**だけで宣言できます
- ・国民は国の指示に従わねばなりません
- ・**内閣だけで、法律を制定**できます

第 97 条

現行憲法

この憲法が日本国民に保障する**基本的
人権**は、人類の多年にわたる自由獲得
の努力の成果であつて、これらの権利
は、過去幾多の試練に堪へ、**現在及び
将来の国民に対し、侵すことのできない
永久の権利**として信託されたものである

改憲案

全文削除

「**基本的人権**」よりも
「**公益と公の秩序**」が優先されます

第 99 条

現行憲法

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、
裁判官その他の**公務員は、この憲法を
尊重し擁護する義務を負ふ**

改憲案

第102条

全て国民は、この憲法を尊重しなければならない

憲法が、「**国家が遵守するもの**」ではなくなり、
「**国民が遵守するもの**」になります
憲法が、「**国家権力を縛る鎖**」ではなく、
「**国民を縛る鎖**」になります

もっと
知りたい！



詳しくは

憲法草案全文を
ご覧ください



自民党公式サイト
日本国憲法改正草案
(全文)

衆議院公式サイト
日本国憲法(全文)

